

住宅政策の争点化とその影響について

——第一次鳩山内閣発足から日本住宅公団設立までを題材として——

上 崎 哉

- 一、はじめに
- 二、争点化過程
- 三、政策内容の変容
- 四、結びにかえて

一、はじめに

戦災によってわが国の諸都市が焼野原になってから、既に六〇年の時が過ぎようとしており、復興という言葉はもはや過去のものとなったといえよう。だが、復興という言葉が過去のものとなったとしても、その過程においてわが国が成功してきたかどうかは大いに疑問だといえる。特に、居住環境の面においてそれは強く感じられるのであり、なるほど、一世帯一住宅という目標は既に三〇年以上前に達成されているものである。だが、市場において陳列され

ている住宅は、わが国の都市という制約条件を色濃く帯びるものでしかないのである。更に我々は、それらの中から、家計という制約条件の下で選択することを余儀なくされているのである。

確かに、社会的に必要とされる財が、市場において十分に流通していることは大切なことである。だが、これはあくまでも必要条件を満たしているに過ぎないのであって、こうした条件の充足が、質という十分条件の充足の必要性を覆い隠してしまっている傾向は否めないといえる。そして、制約条件の改善によってより良き住宅供給の余地がある以上、それに向けた取り組みに価値はあると言えるのであり、そのためには政府は不可欠だと言えよう。

このように、政府の関与を欠かすことのできない住宅問題が、これまで十分な解決をみてこなかったとするならば、それは政府の姿勢に問題があったからだと言われ、ある意味仕方がないところかもしれない。例えば、早川和男と横田清は「戦後の日本では、住宅問題が政治の課題になることはなかった。総選挙の争点になることもない」と述べているのである。

だが、後に詳述するように、わが国の歴史において、選挙管理内閣として発足した第一次鳩山内閣の下で行われた昭和三〇年の総選挙の際に、住宅政策が争点として争われたという事実が存在するのである。とするならば、政治課題になりにくいとされる住宅問題が、どのようにして総選挙の争点となったのか、その過程を明らかにすることは意味のあることだといえよう。そこで、本稿では、主に第二節において、住宅政策が選挙の争点として浮上する過程について詳細に分析してみたい。

また、こうした課題に加えて、なぜ日本住宅公団のような組織が設立されたかを明らかにすることを、もう一つの課題としたい。住宅金融公庫と公営住宅の間に位置する中間の所得階層に対し、都心部においては高層の、郊外に

あつては団地形式の不燃化住宅を、賃貸及び分譲形式として供給し、特に郊外の開発に際しては、主として地区画整理事業によって理想的な新都市を建設するというのが、日本住宅公団に与えられた主要な役割であった。そして、こうした役割がなぜ日本住宅公団に与えられることとなったのか、この点を詳細に明らかにすることが、我々の第二の課題である。

では、なぜ住宅政策の争点化と日本住宅公団の設立を同時に分析するかと言えば、両者は一連の過程として位置づけられるからである。拙稿において明らかにしたように、⁽²⁾鳩山政権発足以前において、旧建設省を中心に首都圏住宅管理協会（以後「管理協会」とする。）の設立という案が立案されていたのであった。管理協会は、東京都の公営住宅が当時抱えていた行政区域という制約の克服を最大の目的として、東京都区部の郊外に理想的都市として通勤都市を開発し、そこに第一種公営住宅を中心とした住宅を建設しようとするものであった。そして、この案が民主党の選挙公約として取り入れられる過程で変更が加えられ、更に総選挙後にも検討と調整が加えられた結果、設立されたのが日本住宅公団だったのである。よって、日本住宅公団には、住宅政策が争点化したことによる影響が認められるのであり、ここに、両者を一連の過程として論じる意味があるのである。そこで、本稿では、管理協会という原案が住宅政策の争点化を通じてどのように変容したかについて、主に第三節において明らかにしてみたい。

次に、分析において我々が用いることになる諸概念について、説明しておくこととしよう。先述のように、争点化過程を明らかにすることが我々の一つの課題であるが、選挙において争点が形成されるためには、あるアジェンダを巡って、諸政党ないし諸候補者が、それぞれの公約を明らかにすることが必要だと言えよう。アジェンダのみでも、公約のみでも争点が形成されたことにはならないのである。ただ、分析的には、両者を区別しようと考えられるので、

本稿では両者を区別して議論することとしたい。

続けて、両者について別個に詳述していきたいが、ここではまずアジェンダを、ある時点において人々が一定の関心を払っている課題ないしは問題のリストと定義することとする。ここで我々が「リスト」という表現を用いるのは、ある時点において人々が関心を払っている課題ないし問題は一つに限定されるものではなく、それは複数の要素から構成されるものだからである。そこで、その一つ一つの項目を、ここではアジェンダ項目と定義することとしたい。更に、ある課題ないしは問題が、アジェンダ項目に昇格することのことを、アジェンダ・セッティングあるいは課題設定と呼ぶことにしたい。

ただ、先の定義における「人々」という表現は、アクターの設定の仕方が重要な問題となる政治学的な分析においては、曖昧に過ぎるものであるといえよう。そこで、我々の分析にとって相応しい精緻化が必要となるが、伊藤修一郎の分類はその手がかりとなるものである。伊藤は、グリックの研究に従いながら、アジェンダを一般大衆の注目する「公衆アジェンダ (public agenda)」と政府内部アクターの注目する「政策アジェンダ (governmental agenda)」に分類しているのである。^③なるほど、自治体間の政策波及を分析しようとする氏の研究においては、政府を単一のアクターとみなした上で、それに対応する「政策アジェンダ」という概念を用いることは妥当なことといえる。

ところが、本研究においては、氏の分類をそのまま適用することは妥当ではないといえる。というのも、政府内部アクターと言っても、一枚岩ではないからである。先述のように、争点化以前において、行政官達を中心に一定の課題設定がなされていたのであり、そこに、議論の場を共有していなかった政治家達が関与することとなったのである。よって、あるアジェンダ項目に関心を払っている人々については、行政官達と政治家達を区別する必要があるのではあ

る。そこで、ここでは伊藤の分類を基にしながら、アジェンダをアクターに応じて三つに分類することにしてみたい。すなわち、旧建設省の行政官達のアジェンダを「機関アジェンダ」、政治家達のアジェンダを「政治アジェンダ」そして一般大衆のアジェンダを「公衆アジェンダ」と定義することにする。

次に、我々の分析対象におけるこれら三者の関係であるが、まず機関アジェンダについては既に設定されていたといえよう。第一期公営住宅建設三カ年計画が終了の時期を迎え、第二期計画を作成するに当たって、最も優先して解決されるべきと考えられていたのは、当時東京都の抱えていた問題であった。そして、この点については、管理協会の設立によって解消するという具体策まで構想されていたのである。だが、残る二つがどのように設定されたかについては、我々が明らかにすべき課題として残されていると言えよう。一般的には、公衆アジェンダ↓政治アジェンダという段階を踏むと考えられる傾向にあるが、その逆の過程を経ることもあるのである。よって、どちらの順序でアジェンダ設定されたのかを明らかにすることが、第二節における一つの課題となろう。

次に、もう一つの鍵概念である公約であるが、これも分解する必要があるといえる。というのも、公約は一つのパッケージと呼びうるものであり、その全てに関心が集まるわけではないからである。そうしたパッケージの中の、特定の内容に関して関心が集まるのである。よって、パッケージの中のどの内容について関心が集まっているかを明らかにする為に、パッケージたる公約を分解することが必要だといえよう。更に、パッケージに含まれる特定の内容に対する関心が高まることで、その具体的内容を明らかにすることが要求されることはしばしば観察されることである。すなわち、公約に含まれる個々の内容を分析するための概念が更に必要となるのである。

そこで、本稿では、公約の全体を、公約パッケージ、公約項及び公約目という、この順に階層をなす三層に分解し

て分析することとする。これらのうち、まず公約パッケージとは、選挙に際して訴えられた公約全体を指すものである。次に、公約項とは公約パッケージの一つ一つの項のことであり、本稿では住宅政策を指すものである。更に、公約目とは公約項の一つ一つの目のことであり、本稿では住宅政策の個々の内容を指すものである。また、公約パッケージ、公約項そして公約目の内容がそれぞれ形づくられることを、それぞれの末尾に「形成」を付して呼ぶことにしたい。

そして、こうした定義に従えば、住宅政策の争点化とは次のように定式化されよう。すなわち、争点化とは、アジェンダ項目として設定された住宅問題に関して、各政党ないしは候補者が、その公約パッケージの中に住宅政策という公約項を含めることで、選挙戦を戦うことによって生じるものである。よって、まず争点化過程を明らかにするためには、アジェンダ設定過程と公約パッケージ形成過程を中心に分析することが必要となろう。ただ、最終的な立法内容の規定するのは、公約目の内容である。よって、政策内容の変容を追うためには、公約パッケージ形成過程とは別に、公約項及び公約目形成過程を追う必要があるといえよう。更に、そうした公約目がそのまま法律として制定されることはないものであり、具体的な立法過程における内容の変化についても、別に議論することが必要となるのである。

二、争点化過程

本節では、住宅政策が争点化される過程について詳細に明らかにしていきたいが、先述のように、それをアジェン

ダ設定過程と公約パッケージ形成過程という二つの流れに分解して描くこととしたい。そこで、まずは住宅問題が課題設定される過程を論じて行きたいが、本稿の冒頭に引用したような認識が示されている以上、まず課題設定された証拠を示しておくことが必要であろう。では、いかなる証拠が相応しいかといえば、課題が人々の認識に依存するものである以上、当時を生きさせた人々がその時点で表明したものが最も説得力があるといえよう。そこで、当時の人々によってなされた発言で、住宅問題が政治課題化したことを良く示す資料を探ってみると、次の資料を挙げるのができよう。すなわち、大島義愛中野組社長による「今回は民主党ばかりでない、各党が挙げてこれ〔住宅問題〕に関心を持っており、また国民全体も、今度こそは、という期待を持っておる」⁽⁴⁾との発言である。

このように、最終的には住宅問題は、政治と公衆の双方のアジェンダとして、設定されたとみなすことができるのである。だが、この発言のみでは、政治アジェンダ⇩公衆アジェンダなのか、あるいは、公衆アジェンダ⇩政治アジェンダなのかまでは詳らかにならないといえる。そこで、このいずれであるかを明らかにするために、まずはマクロな視点から、公衆アジェンダとして設定された時期を判断してみたいが、そのための手がかりとして、住宅問題に関連する記事が掲載された件数の推移を、新聞の見出しを資料として追ってみたい。⁽⁵⁾

この作業のために、データベースとして『朝日新聞戦後見出しデータベース：from 1945 to 1999』を用いることとし、まず、一九五四年一月から総選挙が実施された一九五五年二月までを範囲とし、「住宅」というキーワードで検索すると、一三九件の記事が該当した。ただ、その多くは公営住宅の募集等「地方」という大分類に該当するものであり、選挙公約の分析という我々の課題に沿うものではない。そこで、それを除外した上で再検討してみると、一九五四年九月及び一〇月における記事のすべてが、諸外国の住宅事情の紹介を内容とするものであった。よって、実

質的には十一月以降から「住宅」に関する記事が増加していることとなるので、それを表にしたものが表一である。

この表が示すように、十一月には「住宅」を見出しに含む記事が四件掲載されているが、そのいずれもが国民の住宅政策に対する要求を表しているものとみなすことはできない。これに対して、目を一二月に転じると、一二月二日の見出しは「緒方自由党総裁、仙台で第一声 住宅政策を第一に」というものである。伊藤によれば、政治アジェンダ↓公衆アジェンダの順にアジェンダ・セッティングされる場合には、政治家などの発言が先行し、それを報じる新聞報道によって公衆アジェンダへと拡大するものとされている⁽⁶⁾。よって、こうした判断基準に従うならば、政治アジェンダ↓公衆アジェンダという順に設定されたと考えることができよう。

更に、当時の人々の発言からもこの点は裏付けられるのであり、まず鳩山内閣の建設相であった竹山祐太郎の発言が参考となる。『建設時報』誌上で行われた座談会の席で彼は、「これ〔住宅政策〕については、世間で非常に大きく取上げて下さっておるので、われわれは感謝しておるのです⁽⁷⁾」と発言しているのである。竹山の認識に従うならば、世間がまさに「取上げ」る役割を果たしてくれているのである。また、当時『住宅』誌上では、「ニュース・カー」と題する連載記事が掲載されており、そこでは前月に新聞に掲載された住宅問題に関する記事が紹介されている。そして、その欄を担当していたあおき・しげるもまた、「特に今回の住宅政策ブームが、国民大衆の世論によってひきおこされたというよりも、むしろ玄人筋のハヤシ立てによる御祝儀相場の感なきにしもあらずだから⁽⁸⁾」と、政治アジェンダが先行するものとする理解を示しているのである。よって、これらのことから、昭和三〇年の総選挙にかけて住宅問題がアジェンダ設定される過程は、政治アジェンダ↓公衆アジェンダの順であったと言うことができよう。

このように、アジェンダ設定としては政治アジェンダが先行していたと考えられるのである。とすると、次の我々

住宅政策の争点化とその影響について

の課題は、どのようにして政治アジェンダとして設定されたかを明らかにすることとなる。そしてこの点については、公約パッケージ形成過程と個々の政治家の発言から分析していきたいが、この二つを手がかりとする理由は以下のように説明することができる。

まず、前者であるが、選挙における政治家の関心事項は、それが不利に働かない限り、最終的には公約項の一つとして取り上げられることが一般

表一 1954年11月から1955年2月までに『朝日新聞』に掲載された住宅関連の見出し

日付	朝/夕	見出し
1954年11月1日	朝	安すぎる公務員アパート
11月11日	朝	一戸当り三十六万円 住宅金融公庫台風被災者に融資
11月11日	夕	岩内の公営住宅に一億 予備費から支出
11月13日	夕	家賃ピース一つの住宅 もめる15倍値上げ 都水道局と職員組合
12月15日	夕	二千万ドル駐留軍住宅建設に
12月21日	朝	緒方総裁、仙台で第一声 住宅政策を第一に
12月21日	朝	金融積極化図る 三十年度の住宅対策〔民主党〕
12月24日	朝	景気対策の効果大 失業対策としての住宅建設
12月27日	朝	住宅と就労に重点 建設相談
12月29日	朝	住宅問題の根本的解決へ〔社説〕
1955年1月3日	朝	(下)まず減税と住宅〔本社主催四党首座談会〕
1月7日	夕	住宅対策、悩みは予算・宅地難 掛声通りの前進は疑問〔建設省〕
1月12日	朝	住宅の防火診断〔読者応答室から〕
1月13日	朝	住宅と道路〔きのうきょう〕
1月15日	夕	住宅一むね全焼 婦人一名が焼死
1月18日	夕	空巣で二千万円 都内山手の住宅街荒す
1月20日	朝	住宅問題に開き見通し 宅地の騰勢鈍る 建築費も値下り気味
1月24日	朝	住宅特別償却制度〔読者応答室から〕
1月27日	朝	住宅融資に特別配慮 金融機関へ 銀行局長通達
1月29日	朝	四都県で千百万円 旭住宅の詐欺容疑判明
2月1日	朝	住宅金融 融資順位を甲に 全銀協理事会で決定
2月3日	夕	川崎で共同住宅〔火事〕
2月4日	朝	(上)“住宅二百万”の財源は〔右派社会党〕
2月4日	朝	政府の住宅政策に望む=伊東五郎〔論壇〕
2月13日	朝	住宅難と家の売買
2月14日	夕	住宅建設・減税は可能 一万田蔵相談
2月26日	朝	約六百坪を全半焼 品川で工場や住宅など

的である。よって、公約パッケージ形成過程の分析は、政治アジェンダとして設定される過程を明らかにするために有効であると考えられる。ただ、公約パッケージ形成過程の分析のみでは不十分だといえる。というのも、住宅政策が形式的に公約パッケージに含まれたに過ぎない可能性があるからである。

その為、本当に政治アジェンダとして、設定されていたかどうかを判断するには、政治家達の関心により接近する必要があるといえるが、ここでは、彼らの発言がその手がかりを提供してくれるものであるといえよう。というのも、個々の政治家の関心が何処にあるかについては、回顧的にはなかなか明らかになりにくい⁹が、この場合には総選挙を控えていることから、自らが関心を抱いている政策課題について、普段以上に積極的な発言がみられるのである。

さて、師も走ると言われる一二月は、通常ならば政府の予算編成も大詰めを迎えようとしている頃である。だが、新たに政権の座についた鳩山民主党としては、予算編成における既定の路線を転換し、新たな方針を示すことが必要であった。更にそれは、選挙における支持獲得に結びつくものでなければならなかったのである。このため、政権発足と同時に民主党政調会にて政策大綱の策定が進められ、一二月一二日には成案を得ているのである。そして、そこでは、「四、国民生活の安定」の一項目として、「住宅の画期的増設を行う」ことが謳われているのである。

このように、かなり早期の段階から、住宅政策の推進は公約パッケージに含まれていたといえる。だが、この時点において、住宅問題が政治アジェンダとして設定されていたとみなすことは難しいのである。というのも、この政策案が続いて民主党総務会の審議に付されたところ、「結党の際の政策大綱と大同小異の抽象的原則に終始している」ということから、再検討が要求されることとなったのである。そして、これを受けて再び作成された具体案は、「①防衛体制を整備する ②文教を刷新して道義を高揚する ③特需体質を脱却し、正常貿易を伸張する ④地方行財政を更

新する⁽¹⁰⁾」という四項目からなっており、そこには住宅政策は含まれていないのである。

このように、政権発足当初においては、党を挙げて住宅政策の推進を図っていくという雰囲気にはなかったようである。だが、その一方で、個人的に住宅問題に対して積極的発言を行っていた二人の政治家がいたのである。その二人とは、千葉労相と一万田蔵相であり、いずれも新たに閣僚の座に就いた人物であった。

そこで、彼らの発言を具体的に見ていきたいが、まず千葉労相は、就任が決定すると即座に、「民主党内閣の当面の仕事として庶民住宅の建設をまず第一にやるべきだ⁽¹¹⁾」と語っているのである。一方、蔵相に就任した一万田も、早期の時点で住宅政策に対する積極姿勢を示しているのである。

鳩山内閣の蔵相に就任した一万田は、昭和二十一年六月から八年以上に亘って日銀総裁の座にあった人物であるが、総裁としてのキャリアの後期になると、吉田政権との関係が必ずしも良いものではなくなっていた。こうしたことから、その身の振り方に高い関心が集まっていたのであるが、鳩山政権発足と共に、いわゆる法王庁から「下界に舞下る⁽¹²⁾」こととなったのである。そして、蔵相就任直後に日本経済新聞社によって設定された座談会において、住宅政策について発言しているのである。同座談会は、新たに経済閣僚に就任した三氏、すなわち、一万田蔵相、石橋通産相そして高碕経済審議庁長官の出席を得て開かれたものであるが、その場において、一万田蔵相は次のように述べているのである。すなわち、

中小企業の問題にしても中小企業にマーケットを与えよというような意味だ。たとえば具体的になるが米当局と大いに交渉して庶民住宅というものを作りたい。庶民住宅というものは防衛費という観念のうちに入れていいと思うのだけれど、日本の場合あの憲法を作った以上庶民に住宅を与えないで鉄砲を持たすことはできない。そう

いう庶民住宅というものは必ずしも鉄筋コンクリートでなくてもいいと思う。そこに中小企業の製品を使う。そうするとここに一つのマーケットができる⁽¹³⁾と語っているのである。

更にその後、一月二六日には、民主党政調会と一万田蔵相の間で予算編成方針についての協議が行われたが、そこで合意された内容は、「明年度予算案には住宅、中小企業、失業、税制、輸出振興の五大重要政策をおり込む⁽¹⁴⁾」というものであった。先に軽く触れたように、民主党内の当初の議論では、住宅問題の位置づけは決して高いものではなかったといえる。だが、蔵相との協議の結果として、住宅問題が再浮上することとなったのである。そして、そうした再浮上がなされたのは、一万田蔵相の意図が反映した結果であると解釈することもできるのである。また、蔵相と政調会との間で協議が行われたのとまさに同じ日に、千葉労相もまた衆議院労働委員会において、「特に現在の住宅事情にかんがみ、労働者住宅を整備することは現下の急務であると考えますので、建設省当局と連絡を密にして、現内閣の一つの大きな政策として住宅建設の促進をはかるとともに、社会保険積立金の運用による労働者住宅その他の労働福祉施設の拡充をせひとも実現させたい所存であります⁽¹⁵⁾」と語っているのである。

このように、住宅政策に対する民主党の積極姿勢が報道され始めると、野党に転じていた自由党からも住宅政策に関する発言がなされ始めるのである。その最初のもので言えるのが、先に触れた自由党緒方総裁の演説であった。先の協議から四日後の一月二〇日、遊説先の仙台で緒方総裁は、「国内では自由党は新たに未開発地の開発、住宅政策を重点に実施したい⁽¹⁶⁾」と訴えているのである。すなわち、民主党の政治家達の問題提起に対し、野党も同じ土俵にあらがってきたと言えるのであり、その結果、政治家達の間で住宅問題が共通の議題として設定されるに至ったと考えら

れるのである。よって、この緒方総裁の演説の時点において、住宅問題は政治アジェンダの位置に上り詰めていたと判断することができるのである。

こうして、政治アジェンダとして設定されると、先の見出しが示すようにマスメディアの報道も活発化することとなった。よって、それらの報道によって、公衆アジェンダへの拡大がもたらされたということは確かだといえる。ただ、政治から公衆へと、住宅問題へと関心を寄せる層が拡大する過程においても、政治家達の積極的な発言が寄与するところが大きかったのである。まず、就任当初から積極的な発言を行っていた千葉労相は、年が明けた一月五日、大阪に向う急行「銀河」の車中で、「庶民住宅の不足は昨年まで約二百九十五万戸と推定されるが、今年は昨年の約二倍（二十万戸）の建設計画を樹立したい⁽¹⁷⁾」と、具体的な数値まで盛り込んだ発言をしているのである。また、当初はその発言が聞こえてこなかった竹山建設相であるが、「重点事業の第一は住宅問題で、社会党以上に進歩的な政策をとるつもりで目下具体案を作っている⁽¹⁸⁾」との発言を皮切りに、住宅問題解決に対する積極姿勢を見せていくのである。

このように、住宅問題に対する関心の高まりは、多くの政治家の発言を通じて公衆に伝えられるようになったのである。だが、公衆の側からすると、ある一人の政治家の発言にとりわけ注目が集まっていたのである。すなわち、一万田蔵相である。まず、一月二〇日という早期の時点において、安藤組社長の安藤清太郎は、「たとえば一万田蔵相の主張しているように防衛費の一部を割いて庶民住宅の建設に向ける構想などは一面で三百万戸におよぶ住宅不足の緩和に役立つと同時に雇用を増大させることにもなるので賛成である⁽¹⁹⁾」と、一万田個人の主張として取り上げた上で、それに対する賛意を示しているのである。また、清水康雄清水建設社長も、「今回は一万田大蔵大臣から、そういう話が出たので、これはあるいは本格化するのではないか、という感じを受けたのです⁽²⁰⁾」と、一万田の発言によって関心

が喚起されたとの見解を示しているのである。

このように、公衆アジェンダへの波及に当たっては、一万田の発言が重要な役割を果たしたと考えられるのである。そこで、彼自身の発言を更に分析することで、波及の過程をより詳細に明らかにしていきたいが、先に見たように、蔵相就任直後の彼の発言は、それ程洗練されたものではなかったといえる。ところが、やがて彼は、自身「富士八合目ミルク論」⁽²¹⁾あるいは「ミルク一合論」⁽²²⁾と表現する主張の一環として、住宅政策を位置づけるようになったのである。では、この一万田ミルク論とはどのような主張であったのであろうか。それは、昭和三〇年初頭における、日本経済に対する彼の診断に基づくものであった。彼の理解では、朝鮮特需の後、わが国の経済は一時的な活況を呈していたが、その反動から、昭和二〇年代後半には、国際収支の赤字に見舞われることとなった。そして、十分な外貨準備高を擁していなかった当時のわが国としては、これは真っ先に対処されなければならない問題であった。その為、昭和二九年においては金融が引締められ、財政面においても、いわゆる一兆円均衡予算が編成されることとなったのである。

このデフレ政策によって、昭和二九年には著しく景況が悪化したのが、一万田の見立てによれば、目標達成まではあつと僅かであった。富士登山に例えるならば、「八合目」⁽²³⁾までは辿りついていたのである。ところが、「八合目」まで登ってくる過程において、「国民の大部分はすでに息切れがして」⁽²⁴⁾しまっている状況であった。そこで、ここで諦めずに登頂を成功させるために、「登山者に一ふんばりの元氣を出してもらおうため『ミルク』を呑んでもらおう」というのである。当初は「ミルク」ではなく「お茶」と表現されていたが、⁽²⁵⁾「同じ呑むならお茶よりミルクの方がいいにきまっている」⁽²⁶⁾とのことから、表現が改められたのである。そして、ミルクの具体的中身としては、「小住宅の建設(と)……預

貯金利子および配当の減免措置」⁷⁷が考えられていたのである。

一万田本人の回顧によれば、この所謂ミルク論が初めて公にされたのは、「今年（三十年）の正月、二十四年ぶりで大分に帰っての帰途、大阪に立寄って商工会議所で関西財界の人々と話をしたとき」⁷⁸だとされるが、まずは関西財界から熱烈な歓迎を受けることとなった。「関西財界人は口々に『特効あるミルクを頼む』『二合とはいわない一合でもよいから』『こんどの選挙はぜひ勝ってくれ、負けるとせつかくの約束がフイになる』⁷⁹と行って共鳴した」というのである。

更に、こうした反響は財界に留まらず、広くメディア及び公衆をも巻き込むものとなった。その証拠に、複数の雑誌誌上において、一万田ミルク論に関する特集が組まれ、⁸⁰それに関する論評もまた、あちこちで聞かれるようになったのである。こうして、昭和三〇年の年頭においては、いわゆるミルク論が人々の注目の的となったのであり、その主要な柱である住宅政策に対する関心もまた、高まっていったのである。

このように、政治アジェンダから公衆アジェンダへと拡大する過程において、一万田蔵相が大きな役割を果たしたとみなすことができるのである。では、なぜ一万田は住宅政策の推進あるいはミルク論を訴えたのであろうか。次に、彼の主張をより詳細に分析することで、この点を明らかにしてみたい。

これまで論じてきたように、蔵相就任と共にその住宅問題に関する発言が注目されることとなった一万田であるが、それ以前においても、住宅問題に関する発言を行っていたのである。例えば、旧建設省官房長等を歴任した鬼丸勝之によれば、日銀総裁時代の一万田は、日本の民主化教育を実効的なものとするためには、住環境の均等化が必要であり、そのためには、「若い時代はアパートでくらし、年をとってから郊外の独立住宅」⁸¹で暮らすようになるべきだ

と主張したとされている。また、阿部康二によれば、「『なによりの防衛強化は、小住宅をたくさん作って民生を安定させることにある』⁸²⁾との発言は、日銀総裁時代から既になされていたのであり、「彼の住宅を建て度いというのにはなにも当座の思いつきではない」というのである。

では、なぜ一万田が住宅問題に対する関心を強く持っていたかといえ、一つに、戦後の復興過程において、住宅を差し置いて高層建築物が次々と建設されたことに対する嫌悪感があったようである。⁸⁴⁾だが、それ以上に重要であったのは、「働く人はもっと恵まれなければならないという、社会主義的な考え方」を一万田が持っていたことである。一万田自身、「後日、私が、社会政策の必要性を説くなど、左がかった思想を抱くようになり、社会党のシンパとまてみられるようになったのも、麻生〔久〕さんの影響だ」と回顧するように、旧制大分中学校時代の麻生との出会いは一万田を社会主義的な考えに導いていたのである。更に、彼がこうした思想を抱いていることは広く知られており、阿部は「日本銀行に入らず、早くから政治を志していたなら、今ごろは社会党右派の代議士位になっいても、不思議はないのである」⁸⁷⁾と評しているのである。

このように、一万田が住宅政策を主張した背景には、社会主義的思想があったと言うことはできよう。だが、彼の思想における優先順位から言えば、社会主義的政策の推進が第一位を占めていたわけではないのである。彼が思索を巡らす際に常に前提としていたのは、「日本経済の根本的性格は、一言にして言えば、外国貿易に依存しなければ存立出来ない」⁸⁸⁾ということであった。そして、この大前提からまず、国際平和の必要性を強く訴えていたのである。「この四つの島で、何も原料を持っていない、食糧すら自給できなくなっている。そして海に囲まれている。世界平和がかりに破れたとしたら、いかにしてこの八千万国民が食って行けるか」⁸⁹⁾というのである。

また、原材料や食料を輸入せざるを得ない以上、何よりもまず外貨獲得が必要であった。そして、外国からの援助に頼らずに経済自立を図っていくためには、それは輸出を通じて実現されなければならないものであった。更に、場合によっては、国内消費を抑制してまでも輸出を実現する必要があるというのである。「我国経済がその必要とする食糧と原材料の相当部分を輸入に仰がねばならない限り、我国の生産物の相当部分は必ず輸出によってその価値を實現しなければならぬ。輸出が駄目ならば内需を振興して在庫のはけ口を見出せばそれでよいというような簡単な訳には行かない⁽⁴⁰⁾」というのである。

このため、国際収支が赤字である場合には、国内需要の抑制が必要となるのであり、政策的には金融の引締め及び財政の緊縮といったデフレ政策が要求されることとなるのである。そして、こうした財政の緊縮ないしは健全財政と言う主張は、日銀総裁から蔵相へとその立場を転じても変化することはなかった。その証拠に、彼は蔵相就任の条件の一つとして、「デフレ政策の基調は原則として変えないこと⁽⁴¹⁾」を提案しているのである。⁽⁴²⁾

昭和三〇年度予算編成にあたって、一万田は一兆円均衡予算の継続を打ち出しているが、そこにはこうした判断が働いていたのである。更に、均衡予算たることが前提とされることから、住宅政策を実施するにしても、それは一兆円の枠内でなされることが必要であった。そして、こうした判断が、防衛費という費目において庶民住宅の建設を行うという主張につながっていくのである。佐藤晋は「この「一二月三〇日の一万田「アリソン」会談では、五―六％の物価切下げにより国際収支の改善を達成する為の『一兆円』緊縮予算の枠内で、失業救済、住宅事情の改善など民生向上に重点的に充当する結果、防衛費、特に防衛分担金を大幅削減せざるを得ないという大蔵省の意向が伝えられた⁽⁴³⁾」と述べているが、こうした主張は「大蔵省の」というより一万田のものだったのである。

このように、輸出振興策としてまず財政金融政策の活用が主張される一方で、企業に対しては合理化が要請されることとなった。輸出振興のためには、何よりもまず「日本商品が良品で安価で」⁽⁴⁴⁾あることが必要であり、そのためには、「従来の如く企業がインフレ利得を追って動いたり、勤労なき労働に対価が払われたり、労資の力関係のみで価値の生産と無関係に賃銀が定ったり、資本家自体が資本蓄積の緊要性を怠ったりするようなことは絶対に許され」⁽⁴⁵⁾ないからである。なかでも、我々の関心と関連する賃金問題については、安易な賃上げには反対であった。「賃銀についてもその企業がペイし得る以上に出てはならない」⁽⁴⁶⁾と云うのである。

このように、一万田としては、経済自立に対する勤労者の貢献に対し、賃上げでもって応えることに対しては反対であった。だが、その一方で、「国民の士気を衰えさすことなく、生産を現在の水準からさらに次ぎ次ぎに増大させ」⁽⁴⁷⁾「……ためには、実質賃銀の面で勤労者の生活を保證し、社会保険その他適切な社会政策を確立せねばならない」と主張するのである。すなわち、賃上げの代替策として民生安定を通じた実質賃金の保障が必要なのであり、そのためには、国民が最も困っている住宅難を解決することが一番だというのである。昭和三〇年一月二三日、衆院本会議の場で一万田は、「民生の安定の見地から、政府は住宅対策の飛躍的拡充をはかる所存であります」と演説しているが、ここにはまさに彼の考えが凝縮されているのである。

このように、住宅政策の主張は、彼の思想に基づいて行なわれたものだと考えられるのである。では、なぜ彼の主張を主な契機として、住宅問題に対する関心が集まったのであろうか。第一の要因としては、一万田個人に対する関心の高さがあったと言えよう。キングダムも指摘しているように、⁽⁴⁸⁾高い関心を集めている人物の発言は、それだけでアジェンダとして採り上げられる可能性が高いのである。長らく日銀総裁を務め、その身の振り方に注目が集まって

いる状況で、蔵相へと転身した一万田である。残念ながら、政治家としての、また後世の評価も決して高くはない一万田であるが、少なくとも蔵相就任当初は、人々からの期待を相当に集めていたのである。そして、このように、一挙手一投足に関心が寄せられていた時点での発言であったことが、それを契機に住宅問題がアジェンダ設定された第一の要因だといえる。

ただ、それ以上に重要だったと思われるのは、少なくとも民主党の政治家の間では、一万田の主張を受け入れるだけの素地があったと考えられることである。あるいは、こう言って良ければ、一万田の主張は、別の民主党の政治家が主張しても全くおかしくないようなものであったのである。というのも、防衛費の抑制、小さな政府志向そして社会政策の充実という少なくとも三点において、一万田と民主党の政治家達は、その主張の方向が一致していたと理解できるのである。

この点については、大嶽秀夫の一連の研究を主に参考にしながら論じて行きたいが、まず、防衛費の抑制については、少なくとも昭和二〇年代後半においては、「保守党は一般に防衛支出に対して冷淡、もしくは批判的であった」⁽⁴⁹⁾のである。次に、小さな政府志向であるが、この点については必ずしも方向が一致していた訳ではなく、石橋湛山など財政支出の増大を主張する政治家もいたことは確かである。ただ、主流は小さな政府志向にあったといえるのである。り、「〔「小さい政府」、「民間主導」といった〕経済的自由主義の主張は、狭い政策コミュニティのイデオロギーに限られず、当時の政策エリートの中核に浸透していた時代潮流の表現であった」⁽⁵⁰⁾のである。また、「選挙において……相手の地盤にも浸透しようとする態度が濃厚」⁽⁵¹⁾であったとされるように、保守党は、経済再建に協力的と考えられる穏健な勤労者層に、支持層を拡大しようともしていたのである。

これまで論じてきたように、昭和三〇年の総選挙においては、まず政治家達の間で住宅問題がアジェンダセッティングされ、次いでそれが公衆にまで拡大していったとみなすことができよう。更に、政治アジェンダ及び公衆アジェンダとして設定されるに際し、一万田蔵相の働きは大きかったのである。いわゆる一万田ミルク論の一環として住宅政策を主張することで、政治家のみならず公衆の耳目を集め、それが住宅政策の争点化に大きく影響するところとなったのである。

だが、一万田の主張は決して斬新なものでなかったということも確かである。防衛費の抑制、小さな政府志向そして社会政策の充実という方向は、多くの保守政治家によっても共有されていたのであり、更にそれは世論に反するものでもなかった。つまり、人々に受容される可能性の高い政策を、衆目の関心を集めていた政治家が提唱することによって、住宅政策はアジェンダとなったのであり、更に競争相手たる政党も対抗する姿勢を見せたことから、争点として浮上することとなったのである。

三、政策内容の変容

前節では、住宅政策の争点化過程を明らかにすることが主題であったため、その具体的内容までは余り踏み込むとはなかった。だが、公約目として民主党はいくつかの具体的内容を打ち出していたのであり、その一つとして住宅公団の設立が謳われていたのである。そして、この公約目が、選挙後の日本住宅公団の設立へとつながっていくのである。

そこで本節ではまず、いま一度第一次鳩山政権発足まで時期をさかのぼり、公企業体の設立という案がどのようにして、またどのような内容として民主党の公約目として取り上げられたかについて明らかにしてみたい。つまり、民主党の公約項及び公約目形成過程をまず論じることとなるが、その際には、議論の対象を公企業体に限定することはしない。というのも、公企業体の設立以外に、一般大衆の高い関心を集めた民主党の公約目があったのであり、総選挙後の政策形成過程はその影響も受けることになったと考えられるからである。

また、総選挙が終了すると、日本住宅公団法案の立案が進められていくが、その過程においても、更にその内容に変更が加えられるのである。そこで、住宅公社という公約目がどのように変更され、更にそれがどのような要因によるものであるかについては、本節の後半において詳しく議論していきたい。

さて、前節で論じたように、昭和二十九年一月一六日に一万田蔵相と民主党政調会との間で協議が行われた時点で、住宅政策が民主党の公約目として取り上げられることはほぼ確実のものとなったと言えよう。では、その内容はどのようなものだったのであろうか。昭和二十九年一月一六日付の『日本経済新聞（夕刊）』によれば、それは次のようなものだったとされる。

▽住宅問題 ①公営住宅を推進しその普及をはかるため政府機関として公社を新設する。住宅建設に農地の使用を避けるため、住宅センターを考慮し交通機関文化施設を設ける ②国有財産の払下げ計画を進めこの費用を住宅建設資金にあてる ③金融の運用を住宅対策に重点を置くよう政府機関、市中銀行の住宅建設を第一順位とする。

この記事について何よりも我々の関心と呼ぶのは、既にこの時点において、「政府機関として公社を新設する」と

「住宅センター」という公約目が含まれていることである。ただ、この記事のみでは、特に「住宅センター」の具体的内容と、この時点での管理協会との関係が不明なままである。

そこで、両者についてより踏み込んでみたいが、まず住宅センターについては、民主党事務局長であった藤原節夫が詳しく論じているものがあるので、引用してみると次の通りである。すなわち、

このわれわれの指向する住宅センター方式は、団地住宅方式でなく、交通、教育、衛生等の諸施設をも総合的にこれに集中しようとする考え方である。こうした計画は、諸外国においてもすでに行われているところであり、所謂田園都市として俸給生活者や勤労者のための自治的な組織として発達してきているものである。⁵²⁾

第一節で述べたように、理想的な新都市の開発が日本住宅公団の一機能であったことは確かである。ただ、その後、わが国が英国型の衛星都市の開発に成功しなかったという点を鑑みれば、拙稿で指摘したように、⁵³⁾それが独立都市であるか通勤都市であるかの区別は重要なのである。そして、前者を理念として掲げながらも、実際に日本住宅公団が担うこととなったのは、後者の通勤都市だったのである。だが、この藤原の記述による限り、民主党の原案の段階では、独立都市の開発という方向も有していたのである。何故かといえば、確かに、具体的に列挙されているのは「交通、教育、衛生」であり、工場等の就労施設は外されている。だがその一方で、外国に先例を有する田園都市という表現は、英国型の独立都市を連想させるからである。

よって、理想的な新都市の建設という点では、管理協会の構想よりも、より高い理念が示されていたと言えるのであり、旧建設省とは別の発想に基づくものであると考えられるのである。そして、他の資料もまた、このように判断しうることを示しているのである。先ず、蔵相と政調会との協議が行われたのと同じ日に、旧建設省の「第二次公営

住宅三カ年計画」が決定されているが、それに関して竹山建設相は、「内閣がかわっても専門家が集まって作った計画をホゴにすることはしない。事務当局の意見を尊重して、少しでも余計に家を建てたい」と語っている⁵⁴のである。また、後に南部哲也は、「鳩山内閣は住宅を目玉にしたものの、はじめは中身は固まっていなかったわけですか」という大本圭野の質問に対し、「そうです。われわれの提案を持って住宅公団というのをつくることになった⁵⁵」と返答しているのである。よって、「住宅センター」という民主党の当初の公約目は、旧建設省における議論とは別の由来を持つものであったと理解できるのである。

このように、民主党と旧建設省の構想は、当初は互いに交錯してはいなかったと考えられるが、新たな公企業体を設立した上で理想的な新都市を建設するという点では共通していたのであり、間もなく合流することとなった。その証拠に、昭和二九年一月二六日の『日本経済新聞』では、「これまで建設省が持っていた『首都圏住宅公社案』（仮称）をやめて京浜、京阪神、中京、北九州地区に行政区域に関係なく住宅を建てる特殊会社の公社をおき国からの借入金で大都市に通勤する人の住宅を建てる」と報じられているのである。また、年が明けた一月二三日の『朝日新聞』では、「さしあたり東京、阪神、名古屋、北九州などの地域ごとに公社を設立し、大都市周辺に住宅適地を求め、集団不燃住宅を総合的な都市計画に基づいて建設する方針である」と報じられていたのである。選挙公約として打出すものである以上、対象地域を首都圏に限定するのは好ましくないと考えられたのであろう。そして、この後は、その内容が更に詳細に明らかにされることはなかった⁵⁶ので、住宅公社の設立と言う公約目は、上記の内容で確定していたものとここでは判断することとしたい。

このように、早い段階から、公約項たる住宅政策の内容は具体的に示され、その一つである公企業体の設立につい

ては、それなりの具体案が示されていたのである。ただ、争点化を通じて人々の関心を集めた公約目としては、もう一つ、建設戸数に関するものがあつたのである。この点については、先に引用したように、まず千葉労相が二〇万戸という戸数を車中談として公にしたのであるが、「その後の秋田遊説では二十四万戸建設の公約にハネ上つた」とされる。一方、「緒方総裁が三カ年百万戸建設をブ」⁶⁷つ等、他の政党も対抗する姿勢を見せると、民主党の建設戸数は更に増加することとなった。そして、最終的には、一月二二日の衆議院本会議において、蔵相が次のように演説することで、四二万戸という数値が、民主党の公約目として確定的なものとなるのである。

本年四月における住宅不足は二百八十四万戸に上ると見られております。これに年々の新規需要は二十五万戸程度と見られるのであります。これらの不足を今後十年間に解消することを目標といたしまして住宅建設の長期計画を樹立いたしますとともに、この計画に基きまして、少くとも昭和三十年代におきまして四十二万戸程度の住宅建設を実現いたしたいと考えております。⁶⁸

前節で論じたように、住宅政策という公約項は、民主党と言うより一萬田蔵相のものであるというのが、公衆の一般的認識であつた。そのため、蔵相の口から公にされたこの四二万戸という戸数もまた、蔵相が公約したものと受け止められ、「ミルク論」と同様に、公衆の高い関心を集めることとなつたのである。⁶⁹

こうして、民主党の公約目の中では、「四二万戸の住宅建設」と「住宅公社の設立」という二点に関心が集まるなかで、二月二七日の総選挙の日を迎えることとなつた。だが、「鳩山ブーム」あるいは「一萬田ブーム」と報じられながらも、民主党が獲得した議席は一八五に留まり、過半数に達することはなかった。ただ、少数与党であるにせよ、公約項として訴えられた住宅政策の推進、就中四二万戸の住宅建設と住宅公社の設立という二つの公約目の実現は、

なんとしても取り組まなければならない課題であった。そして最終的には、日本住宅公団法案が成立することによって、鳩山内閣によって推進された住宅政策は一つの区切りを迎えるのである。だが、そこに至るまでには、まず旧建設省内で「住宅対策要綱」が原案としてまとめられ、その後旧大蔵省との間で調整が行われるという経過を経る必要があったのである。そして、この過程でも、公企業体の内容は更に変更することとなったのである。

そこで、この後は、建設戸数と公企業体の設立という二点について、どのような経緯を経て最終的な決定がなされたかについて、それぞれ分けて論じていきたい。まず、戸数については、総選挙の結果を受けて、旧建設省内において、四二万戸建設のための具体的計画の立案作業が進められ、三月八日にはそれが「住宅対策要綱」として公表されることとなった。その詳細な内容を、政権交代以前の審議会の原案と最終的に決定されたものと並べて表したものが、表二である。この表より原案から要綱への変化を読み取ってみると、公団住宅という項目の新設に加えて、公営住宅の建設戸数の増加を指摘できるが、これは階層別需要に対する旧建設省の対応の意欲の現れと解釈できよう。

ところが、こうして提案された旧建設省の案に従えば、約一〇〇〇億円からの財政資金が必要となり、到底一兆円の枠内に収めることは困難であった。このため、旧大蔵省は、「建設省案によれば財政負担は千億円前後が要することになり、これは二十九年度の約三百億円に対して三倍にも当る」と難色を示したのである。そして、最終的には、旧大蔵省の査定を通じて、住宅関連の予算総額は四〇〇億円へと削減されることとなったのである。よって、単純に考えれば、政府施策住宅の戸数が六割削減されることとなるが、四二万戸の住宅建設という縛りがある以上、建設戸数の削減という選択肢の採用は難しい状況であった。

では、いかにして厳しい財政的制約の下で四二万戸の建設計画が策定されることとなったのであろうか。最終的な

計画戸数は同じく表二に示されているが、まさに苦肉の策としか言いようのないものであった。各項目それぞれが、住宅政策として肯定的に評価することは難しいような変更を受けているのである。それらのうち、公団住宅については後に見ることにして、他の項目について簡単に触れておくことしよう。

まず公営住宅については、建設戸数が削減された上で、その規模が縮小されることとなった。更には、母子住宅という名目で、六坪の住宅が建設されることとなったのである。次に住宅金融公庫についても同様に規模の縮小が行われ、それに加えて、融資比率の引下げが行われたのである。制度発足の当初の七割五分から八割五分へと引き上げられていたものが、再び七割五分へと引き下げられてしまったのである。加えて、新たに増改築という融資項目が設定され、それもまた戸数の上では一戸と数えられることとなったのである。おまけに、民間自力建設についても、増改築が戸数に含められることとなったのである。そして、これらの修正点について

表二 昭和三〇年度の住宅建設計画の推移

区 分	建設戸数		
	審議会原案	住宅対策要綱	最終決定
公営住宅	60,000	70,000	50,000
公庫住宅	新 築	60,000	45,000
	増築等	—	30,000
公団住宅	—	30,000	20,000
そ の 他	85,000 ^{*1}	30,000	30,000
小 計	145,000	190,000	175,000
民間自力建設	新 築	620,000 ^{*1,*2}	230,000
	増改築	50,000 ^{*1}	15,000
合 計	365,000	420,000	420,000

典拠：審議会原案については「住宅難は本当に“緩和”されつつあるのか——第二期公営住宅建設三ヶ年計画をめぐって——」（『住宅』、昭和三〇年一月号）八頁、及び昭和二九年一〇月四日付『毎日新聞』。住宅対策要綱については、昭和三〇年三月九日付『毎日新聞』。最終決定については、昭和三〇年四月二〇日付『毎日新聞』。

注意：*1 三年間の合計戸数。*2 うち 20,000 戸は災害時の復旧住宅。

は、単なる数合わせに過ぎないとする批判が、多く寄せられることとなったのである。⁶²⁾

拙稿において論じたように、旧建設省の行政官にとって、住宅の質の向上は、住宅政策推進における一つの目標であったと言える。そして、戦後の厳しい財政状況の中でも、彼らは一貫してその向上に励み、またその成果を一つの誇りとしていたのである。にもかかわらず、そうした取組みが後退を余儀なくされたのであり、更に悪いことに、それは住宅政策の推進を主唱した人物が大臣を務める機関から強いられたものだったのである。

管見の限りでは、旧建設省の行政官が関与した文献において、一万田の名前が挙げられているものはない。これまで明らかにしてきたように、鳩山内閣における住宅政策の推進において、彼が中心的な役割を果たしてきたことは確かであるにも関わらずである。よって、一万田の名前は、これまで敢えて意識的に取り上げられてこなかったとも考えられるのである。ただ、この点に関しては、ある意味仕方がない側面もあったと考えられよう。旧建設省にとって一万田はまさに攪乱者でしかなかったためであり、その貢献を後世に伝える価値は認められないというのであろう。

このように、選挙を通じて注目を集めた公約目の一つによって、住宅政策は変容を被ることとなったが、もう一方の住宅公社の新設はどうだったのであろうか。同じように、総選挙後の変容を見ていくことにしよう。まず、「住宅対策要綱」の時点であるが、ここで大きな変化が二点加わっているのである。その第一は、各地域ではなく全国を対象とする公社が一社、設立されようとしている点である。第二に、当初は考慮されていなかった民間資金の導入が、明確に示されているのである。例えば、三月四日付『日本経済新聞』は、「住宅公社は政府と民間双方の資金による半官半民の公社で」と報じているのである。

そして、竹山の回顧によれば、この提案は竹山自身がなしたものだとされている。少し長くなるが該当部分を引用

してみれば次のようなものである。すなわち、

同じように、鳩山内閣の一枚看板だった住宅政策をやるときにも、全く新しいアイデアとして「住宅公団」というものを作ったが、これもヒントはアメリカ見学にあった。それは、ロサンゼルスに行ったとき、郊外に何百という平屋建ての分譲住宅があるのを、ふと見かけたのがきっかけである。そのとき私は、あれはどういう金でやっているのかと尋ねたら、保険会社の金だということで、そのことも頭のなかに残っていた。

日本の場合、それまでの住宅政策というものは、公営住宅を作ることだけが政策だと思われていたものだ。住宅金融公庫は既に発足していたが、それに加えて、私は「住宅公団」というものを作ることにしたわけである。

つまりこれは、借金で作る家で、しかもその借金の財源の一部に、保険会社の金を入れようというのがミソだった。⁽⁶⁴⁾

更に、財界に対する出資の要求の動きを見ても、それが総選挙後のことであることが窺えるのである。というのも、旧建設省と経団連との間で懇談会が執り行われ、経団連側が「所要民間資金の導入方策、税制措置、住宅公社による勤労者住宅建設方式の適否等、経済界の立場から早急に検討を加えたうえ、これを推進することを約した」⁽⁶⁵⁾のは三月一六日になってからのことなのである。⁽⁶⁶⁾

このように、民間資金の導入については、竹山のアイデアであるとされるが、こうしたことを要求する状況が成立していたことも確かであろう。すなわち、一兆円均衡予算という枠内において、四二万戸の住宅建設を行なわなければならぬと言う条件である。なるほど、日米防衛分担金交渉を通じて、最終的には、防衛分担金を削減しそれを民生安定に回すとする一万田の主張は一定の実現をみることはなかった。⁽⁶⁷⁾だが、当初一万田が要請したとされる削減額

でも一八〇億円に過ぎないのであり、住宅の画期的増設を行うには決して十分なものではなかったのである。そのため、財政資金の不足を補うためには、民間資金の導入が必要であったのである。

ただ、ここで指摘しておかなければならない点が一点ある。それは、この時点では民間資金の導入先が勤労者住宅に限定されていたということである。住宅公社の建設する住宅については、公約目の時点では単に「住宅」としか表現されていなかったが、「住宅対策要綱」の時点では、「一般庶民住宅」と「勤労者住宅」に分類されているのである。⁽⁶⁹⁾では、この両者がどのようなものであったかと言えば、前者は政府出資と政府低利資金各五〇億円、計一〇〇億円の資金を受けて賃貸住宅として供給されるものであった。これに対し、後者は政府出資六〇億円、政府低利資金四〇億円そして民間資金一〇〇億円の計二〇〇億円の資金を受けて、分譲住宅として供給されるものだったのである。よって、前者の一般庶民住宅が管理協会の流れを汲むのに対し、後者は新たに追加されたものであると理解しえるのである。

では、なぜこのように新たに分譲形式の勤労者住宅が加えられ、更にこれに対してのみ民間資金が導入されようとしたのであろうか。まず、勤労者住宅が導入された理由としては、政府の給与住宅建設支援に対する財界の不満の存在を挙げることができよう。当時、狭義の勤労者住宅に対する公的支援策としては、産業労働者住宅資金融通法が成立していたのであるが、この施策に対しては、融資率が低いとする不満が財界から寄せられていたのであった。⁽⁷⁰⁾ところが、制度の趣旨から融資率の引上げは認められていなかったものであった。⁽⁷¹⁾そこで、企業の当初の負担を軽減しうる施策として、住宅公社による勤労者住宅施策が構想されたのであるが、「労務者住宅の建設については……住宅の所有権が事業主に残るためその管理が煩雑である点を考慮して、新たに住宅公社による分譲住宅の建設が構想」⁽⁷²⁾されるこ

ととなったのである。

設立当初の公団の分譲住宅は、特定分譲住宅と普通分譲住宅という二つの方式を通じて供給されることとなるが、前者が勤労者住宅の流れを引き継ぐものだったのである。そして、公団発足当初においては、個人の分譲住宅購入は難しかったことから、特定分譲住宅がその主流であったのである。後に特別分譲住宅や長期特別分譲住宅の制度が導入されると、個人に対する分譲住宅供給が業務の主流となっていくことから、分譲と言えば個人向けのというイメージが強いことは確かである。だが、その当初においては、それは給与住宅用として企業に分譲されるものだったのである。日本住宅公団については、公庫と公営と並ぶ三本柱の一つであるとする位置づけが一般的である。ただその一方で、特にその分譲住宅については、産業労働者住宅融資と厚生年金還元融資と並ぶ給与住宅支援の三本柱の一つであるとする位置づけもなされているが、それはこうした経緯があったからなのである。⁷⁾

勤労者住宅導入の経緯についてはこのように理解し得るが、ではなぜ当初はこちらにだけ民間資金が導入されようとしたのであろうか。それは、一般庶民住宅の家賃を出来る限り低く維持しようとする判断が働いたものと考えられるのである。先述のように、一般庶民住宅は第一種公営住宅の流れを受け継いでいると考えられるのであり、ここに民間資金を導入してしまうと、低家賃という公営住宅に本来期待される役割が果たせなくなってしまうのである。そこで、民間資金の導入は、勤労者住宅に限定しようとする判断が働いたと推測できるのである。

こうして、まず「住宅対策要綱」の時点において、民間資金の投入を受けて建設される勤労者住宅という範疇が新たに追加されることとなった。ところが、その後の旧大蔵省との調整の過程において、更にその内容が変容を受けることとなったのである。まず、その提案を受けた旧大蔵省の指摘によれば、「(公社新設の)必要は認めるが、住宅金

融公庫や公営住宅との関係をどう調整するかに問題が残⁽⁷³⁾されていたのである。

そして、この三者の関係については、逆に旧大蔵省の側から提案がなされることとなったのである。同月二三日に行なわれた旧大蔵省の予算省議において、次のような内容で提案を行なうことが決定されたのである。すなわち、

公社設立は結局認めることとし、その場合、金融公庫は頭金の用意ある比較的富裕な層を対象とし、公営住宅は低家賃の庶民住宅とし、公社はその中間をゆくというように性格、運営方針を明確にすべきだとの意見が有力で、これらの点につきさらに建設省と協議して最終結論をうることとなった。⁽⁷⁴⁾

住宅公団設立を必要とした理由として、公庫と公営の中間が欠落しているからであるとする主張は、一貫して公的になされてきたものである。例えば、『日本住宅公団史』においては、「絶対的な住宅不足状態にあったこと」に続く二番目の理由として、「公庫住宅と公営住宅の中間に位置する階層に対する施策の柱がなかったこと」⁽⁷⁵⁾が挙げられているのである。また、日本住宅公団法案の提案理由として、公営と公庫の中間層を狙ったものであるという発言を竹山建設相は繰り返しているのである。

だが、これまで明らかにしてきたように、階層別住宅供給と言う根拠は、そもそも公企業体の設立が構想された時点では考えられていなかったものであり、おまけに、それは旧大蔵省から提案されたものなのである。そして、こうして中間層へ位置づけられることによって、公社の性格は更に変化することとなった。というのも、対象とされる階層が上方にシフトする以上、入居者あるいは購入者の負担増も肯定されることとなるからである。そして実際、資金計画が変更されることで、それは現実化することとなったのである。

では、どのように変更がされたかといえば、まず全体の資金量が削減される一方で、一般庶民住宅についても、地

方出資に加えて、一〇%の民間資金が導入されることとなったのである。ただ、この点に関しては、恐らく旧建設省の行政官達の判断が働いたのであろう。その後の計画では民間資金の比率が五%に削減され、最終的には同年度における民間資金の導入は見送られたのである。更にその後においても、民間資金の導入は抑制され続け、⁽⁷⁶⁾このことが賃貸住宅の家賃上昇の抑制につながったと考えられるのである。日本住宅公団の住宅供給事業の実績については、分譲と比して賃貸の良好さが評価されているが、その一因として第一種公営住宅の流れを受けて、家賃上昇を抑制しようとする努力が一貫してなされ続けたことが挙げられるのである。

このように、旧大蔵省からは公企業体の位置づけについて注文が出されていたが、加えて、「公社」という名称についても疑義が呈されることとなった。「従来考えられていた『住宅公社』では民間資金の導入に難点がある⁽⁷⁷⁾」⁽⁷⁷⁾のである。そして、最終的には「日本住宅公団」という名称に落ち着くこととなるが、この過程について宮崎仁は次のように述べている。

公団、協会、公社とか、四つか五つ名前を考えまして、そして主計局の局議で議論した。それでいろいろやって、どうもうまくいかんということになって、要求官庁のほうに聞いてみた。結局、「協会」なんていうといかにも事業をやるようではない、金がなさそうだ、という印象がありまして、それではやっぱり「公団」だと。配給公団あたりの悪いイメージはあるけれども、まあいいでしょう、ということになったと思います。住宅公団が最初にできました。⁽⁷⁸⁾

こうして、旧大蔵省との調整が行われることで、日本住宅公団法案は国会に提出される運びとなった。ところが、悲しいことに鳩山政権は少数与党でしかなく、野党たる自由党及び両派社会党の激しい反対を受けることとなった。

更に、旧建設省や他の住宅政策関係者の間でも、法案に反対する声が強かったのである。そのため、一時は廃案へと流れが傾きかけたのであり、例えば、五月二七日付の『毎日新聞』には、「住宅公団法案暗礁へ 廃案も予想 自由、両社の反対で」との見出しが躍ることとなったのである。また、南部は、「国会審議の過程で中石破官房長によれば法案成立の見通しがたたず、不成立の場合にもあまり落胆しないように注意されたことを覚えている」と回顧している⁷⁹のである。

ただ、幸いなことに、国会における法案審議と並行して保守合同に向けた協議が進められており、六月四日に鳩山一郎と緒方竹虎両総裁の会談が実現することとなった。こうして、民主党と自由党との間の対立関係が弱まることにより、六月一四日には自由党総務会において、日本住宅公団法案に賛成することが決定された。そして、このように自由党が賛成に回ることによって、日本住宅公団法案も成立の運びとなり、わが国住宅政策の三本目の柱が打ち立てられることとなったのである。

このように、保守合同の流れが形成されることで自由党の反対も収まったのであるから、日本住宅公団に対する彼らの反対も、政治的な色合いが強かったことは確かだといえる。また、法案に対する旧建設省内部での反対についても、「裏では自由党の反対をバックアップする意味が十分にあったようだ⁸⁰」と竹山は推察しているのである。すなわち、行政官達による抵抗にも、政治的な側面があったと考えられるのである。ただ、その一方で、法案に対する行政官達の反対には、専門家としての判断に基づく側面もあったと考えられるのである。つまり、日本住宅公団法案には、その内容面において専門家の批判を受ける余地があったと考えられるのである。

そこで、住宅公団のどこが批判の対象となっていたかを詳しく見ていきたいが、この点を論じるにあたってまず確

認しておかなければならないことは、管理協会の時点では、少なくとも反対は表面化していないということである。勿論、表面化していないだけと言う可能性もあるが、基本的に住宅対策審議会や旧建設省内部での議論を通じて形成されたものである以上、最終的な合意は図られていたものとみなしておきたい。

よって、反対が生じるとすれば、それは管理協会から公団にかけての修正点にあると考えられるが、まず、修正点として、一般庶民住宅に対する民間資金の導入を指摘することができよう。更に、その結果として対象階層が上方へとシフトし、入居者の負担が増加する余地が生じることとなったのである。よって、この点に関してまず、旧建設省としては不本意であったと考えられるのである。

また、次に指摘しえる変更点としては、対象地域の拡大が挙げられよう。管理協会の段階では文字通り首都圏のみを対象とするものであったが、最終的な公団の対象地域は、四大都市圏を中心としつつも日本全国とされることとなったのである。日本住宅協会事業部長であった高橋寿男は、新聞紙上において「今回の案は、営々として国の住宅政策に協力し公営住宅の建設に努力して来た地方公共団体の意欲に水を注ぎ、そのながい経験から生じた対策を踏みにじるものである」と批判しているが、これはまさにこの点に向けられたものであるといえよう。また当時の大阪府建築局長であり、「公営住宅の産みの親」ともされる伊東五郎は、「良質の低家賃住宅を大幅に建設し管理するには、国が資金等の援助を与え、自治行政の一環として地方自治体に行わせるのが最も実情に合っている」と批判しているが、これも同様の観点に立つものであると言える。⁸⁴

なるほど、東京都は公営住宅建設において著しく低い実績しか残しておらず、更に制度的な問題点を抱えていたことも確かである。だが、その一方で、事業を積極的に推進していた自治体もあり、新たな公団の設立は、そ

うした自治体の意欲を削ぐ可能性は当然あったと言えよう。ただ、ここで我々は、公団に対する批判が東京都からも投げかけられていることに注意する必要があるといえよう。つまり、管理協会に対しては反対ではなかったと考えられる東京都もまた、住宅公団に対しては反対へと転じることとなったのである。では、それはどの点にあったのであろうか。都の反対理由が表明されている新聞記事によると、それは次のような理由からだとされる。すなわち、

都の話によると住宅公社ができると都営アパート、あるいは住宅協会アパートは全部公社が作ることになり、木造も六畳一間か、四畳半一間の一戸建しか建築できなくなる。「こんな犬小屋みたいな家をいくら建てても仕方がない。住宅というからには住める家をつくらなければ——」というのが都の言い分で、各都道府県当事者の言い分でもある。⁸⁵⁾

なるほど、管理協会の時点では、担当するのは郊外の通勤都市における住宅建設だったのであり、都心部は想定されていなかったのである。ところが、日本住宅公団は、アパートの建設については都心部も担当することとなったのである。では、なぜこうした変更が行われたかと言えば、一つに財界の要望があったと考えることができるのである。通勤都市のみならず都心においてもアパートを建設して欲しいというのが、財界の要望として一貫して表明されていたのである。そして、そうした要望が受け入れられた結果として、本来ならば第一種公営住宅として建設されるはずであった都心部の高層住宅が公団住宅として建設されることとなる一方で、低層の第一種公営住宅あるいは第二種公営住宅の建設のみが自治体の役割として残されることとなったのである。東京晴海や大阪西長堀の高層住宅は、最終的には公団住宅として建設されることとなるが、そこには、こうした経緯があったのである。

四、結びにかえて

なぜ住宅政策が総選挙の争点として設定されたのか、そして、旧建設省において議論されていた管理協会から日本住宅公団への政策内容の変容が、どういう理由から生じたのか。本稿は主にこの二点を課題として設定したが、これまでの議論からこの両者について明らかにすることが出来たと見えよう。

第一に、前者についてであるが、政治アジェンダ↓公衆アジェンダというのが大きな流れであったといえよう。まず、民主党の政治家の間で住宅問題に対する関心が高まったのであり、そのきっかけを作ったのは、千葉労相と一万田蔵相であった。そして、民主党における関心の高まりに対し、自由党等の野党も応じたことから、政治アジェンダとして設定されることとなったのである。更に、そうした政治家の発言をメディアも積極的に報じることで、住宅問題に関心を抱く層は、政治家から公衆へと広がることとなったのである。

先にも軽く触れたように、一般的には、社会における問題提起を受けて、いわゆる政治の世界は動かされるものと考えられている。そして、こうした認識は、住宅問題を議論する者の間においても、当てはまるものと考えられる。なるほど、政治家は権力闘争の中に身をおくものであり、自らの利益に直結しない問題に対する関心は低いのかも知れない。だがその一方で、政治家もまた、自ら掲げる理念の実現、あるいは社会における問題の改善に対して、能動的に取り組む存在でもあるのである。本稿は、政治家の持つこうした一面の一端を、特に一万田蔵相の行動を通じて、明らかにすることが出来たのではなからうか。

本稿で明らかにしてきたように、昭和三〇年の選挙において住宅政策が争点となり、最終的に日本住宅公団が設立されるに当たって、日銀総裁から蔵相に転じた一万田尚登が果たした役割は大きなものがあったのである。住宅政策の歴史において、これまで一万田の名前は忘れ去られてきた存在であったが、こうした貢献をなしたことは事実だといえるのである。

なるほど、旧建設省にとっては、口出しをしておきながら、最後まで十分な責任を果たさなかったということなのかもしれない。四二万戸という戸数を自ら口にした以上、「二〇万や三〇万の新築資金はつけてあげましょう」というのが、蔵相として当然果たすべき責務だと言うことなのである。だが、当時、国際収支の均衡が最優先されたことについては、批判は難しいといえよう。すなわち、一兆円の均衡予算が優先されたこと自体は、批判されることではないといえよう。逆に言えば、一〇〇〇億円からの予算要求を行なった旧建設省の経済感覚に、疑問が呈されてもおかしくないのである。

とするならば、批判されるべきは、その枠内で四二万戸の建設を行おうとしたことだといえよう。そもそもこの戸数については、それ程の合理的な根拠があったわけではないのである。その証拠に、竹山は後に「これはいまだから白状するけれども、非常に政治的な判断があったわけで、四十万戸ということでは、あまりにもラウンド・ナンバーで実感がわかない。そこで思い切って四十二万戸とした」と回顧しているのである。よって、選挙を通じて公衆の関心を高く集めた公約目であったことは確かであるが、供給される住宅の質等を落としてまで拘泥しなければならぬものでもなかったといえよう。

また、ここで我々が論じてきた過程は、政権交代による政策変更の一事例とみなすこともできよう。当初、自由党

政権のもとで、管理協会の設立という構想がほぼ煮詰まっていたところに、政権交代が生じた結果として、内容が相
当に変更されることとなったのである。そして、そこにおいては、政治家の意図が加わったであろうことは読みとれ
たし、財界の意向もまた反映されたようである。一方、こうした政治的介入に対し行政官達は抵抗する姿勢を見せた
のであるが、最終的には、抵抗も虚しく、法律は制定されることとなったのである。

このように、最終的な決定権を握っているのが政治家である以上、彼らが強い意志を持ち、更に政治状況がそれ
許すものである限り、その意図を阻止することはなかなか難しいと言える。よって、行政官達が抵抗する姿勢を見せ
たことが、果たして妥当であったかどうかは疑問である。逆に、政治的な介入は、行政官達の力だけでは達成し得な
いような変化を、政策に対してもたらしうる機会でもあるのである。

拙稿において論じたように、⁸⁸旧建設省の行政官達も、理念としては英国型のニュータウン建設を掲げていたのであ
る。しかし、宅地不足への対応を優先させなければならないという現実的な要請から、新たに独立都市と通勤都市と
いう分類をした上で、後者の建設を優先しようとしたのである。管理協会の役割として構想されていたのは、通勤都
市開発のための住宅建設及び土地画整理であったが、これはまさにこの延長線上に位置づけることができるのであ
る。更に、この点については、日本住宅公団法においても変更されることはなかったのである。

そして、公団が活動を開始した後も、「住い（住宅）の建設と同時に職場（工場）の建設をも考慮すべきである。母
都市に職場を持った所謂ベットルームタウンではなく、職場を持った独立的な衛星都市の建設を終局の目標とすべき
である」⁸⁹との主張が多くなされているように、公団に独立都市の開発を期待する声は強かったのである。ところが、
結局わが国において独立都市の建設が実現したとは言い難く、多く開発されたニュータウンにしても、「新しい生活様

式や居住様式を持ち込むことには成功しましたがけれども、都市全体をある方向へ発展させていくという意味での都市形態を先導する役割を果たすということはできなかった⁹⁰⁾との反省の弁が聞かれているのである。

だが、立法に際して、公団にこうした役割を与えることは、不可能ではなかったと考えられるのである。事実、民主党の政治家達も、英国型の独立都市建設の意向は有していたのである。よって、旧建設省の行政官としては、政權交代という好機を捉えて、より望ましい方向に政策を誘導すべく政治家を説得するという戦術もあったはずである。にも拘らず、抵抗に回ること、好機を逸してしまう結果となったのである。

〈注〉

- (1) 早川和男・横田清「序論」(早川和男・横田清編『講座現代居住 四 居住と法・政治・経済』、東京大学出版会、一九九六年)一〇二頁。
- (2) 拙稿「住宅政策に関する旧建設省の行政官達の認識について——日本住宅公団設立過程分析の一環として——」(『近畿大学法学』、第五三卷第二号)四九〇～五二頁。
- (3) 伊藤修一郎「政策波及とアジェンダ設定」(『リヴァイアサン』、第二八号)一〇頁。
- (4) 「鳩山内閣と住宅政策——政府与党を囲む座談会——」(『建設時報』、第七卷第三号)四頁。
- (5) 新聞の見出しを公衆アジェンダとして設定された時期とみなすのは、伊藤の研究を参考にしたことである。ただ、伊藤の研究が長期的スパンを扱っているのに対し、我々の研究はごく短期間を対象とするものである。こうしたことから、我々にとっては、よりミクロな分析に進むことが必要となる。
- (6) 伊藤、前掲、一一頁。
- (7) 前掲、「鳩山内閣と住宅政策——政府与党を囲む座談会——」、二頁。
- (8) あおき・しげる「年末年始の新聞雑誌にあらわれた住宅論調の批評的ダイジェスト」(『住宅』、昭和三〇年二月号)二二頁。
- (9) 昭和二九年二月一四日付『日本経済新聞』。

- (10) 前掲。
- (11) 昭和二十九年二月一日付『日本経済新聞』。
- (12) 昭和二十九年二月一日付『毎日新聞(夕刊)』。
- (13) 昭和二十九年二月一日付『日本経済新聞』。
- (14) 昭和二十九年二月一日付『日本経済新聞(夕刊)』。
- (15) 昭和二十九年二月一日付『日本経済新聞(夕刊)』。
- (16) 昭和二十九年二月一日付『朝日新聞』。
- (17) 昭和二十九年二月一日付『日本経済新聞』。
- (18) 昭和二十九年二月一日付『毎日新聞』。
- (19) 安藤清太郎「経済時評」(昭和二十九年二月二〇日付『日本経済新聞』)。
- (20) 前掲、「鳩山内閣と住宅政策——政府与党を囲む座談会——」、三頁。
- (21) 一万田尚登『霞町雑記——ミルク論その後——』(学陽書房、一九五五年) 一二頁。
- (22) 一万田尚登伝記・追悼録刊行会編『一万田尚登伝記・追悼録』(徳間書店、一九八六年) 九二頁。
- (23) 一万田尚登「民生の安定と向上へ」(昭和三十一年一月三日付『毎日新聞』)。
- (24) 一万田尚登「国民にミルク呈上」(『東邦経済』、第二六卷第三号) 七頁。
- (25) 一万田、前掲「民生の安定と向上へ」。
- (26) 一万田、前掲「国民にミルク呈上」、七頁。
- (27) 阿部康二『一万田尚登伝』(東洋書館、一九五五年) 二七五頁。
- (28) 一万田、前掲『霞町雑記——ミルク論その後——』、一二頁。
- (29) 国会通信社編集部編『国会記者の眼で見た一万田尚登』(国会通信社、一九五八年) 五一頁。
- (30) 記事の形式のものとしては、「法王さまのミルク——一万田蔵相からの贈り物——」(『週刊朝日』、一九五五年一月二三日号)。
- 一万田自身の論稿としては、一万田、前掲「国民にミルク呈上」に加えて、一万田尚登「日本経済に牛乳を与える」(『経済時代』、第二〇卷第三号) 三三―三三頁、が挙げられよう。
- (31) 鬼丸勝之「住宅問題・さ・え・ら」(『住宅』、昭和二十七年七月号) 二四頁。
- (32) 阿部、前掲、一七四頁。

- (33) 前掲、一七四頁。
- (34) 前掲、一七五頁。
- (35) 一万田尚登伝記・追悼録刊行会、前掲、九一頁。
- (36) 前掲、二四頁。
- (37) 阿部、前掲、二〇頁。
- (38) 一万田尚登「新年に寄せて」(『実業の日本』、第五五卷第一号)二四頁。
- (39) 「高松宮を囲んで座談的に日本の経済相を日銀総裁に聞く」(『実業展望』、第二四卷第一号)四三頁。
- (40) 一万田尚登「新年を迎えて」(『金融界』、第五卷第一号)一三頁。
- (41) 一万田尚登伝記・追悼録刊行会、前掲、八五頁。
- (42) もう一つの条件は、日銀総裁の後任選考を自分に任せることであったという。
- (43) 佐藤晋「鳩山内閣と日米関係——防衛分担金削減問題と大蔵省——」(『法学政治学論究』、第三三号)一八八頁。
- (44) 一万田尚登『人間と経済』(河出書房、一九五〇年)七頁。
- (45) 前掲、二〇五〜二〇六頁。
- (46) 一万田尚登「次期政権は何をなすべきか」(『エコノミスト』、第二七卷第三号)七四頁。
- (47) 一万田、前掲『人間と経済』、二二四〜二二五頁。ここで引用した文章は、昭和二四年一月に執筆されたものであるが、本稿の対象とする時期においても、こうした考えは変化していないと考えられる。
- (48) Kingdon, J. W., *Agendas, Alternatives, and Public Policies second edition*, Longman, pp. 23-26.
- (49) 大嶽秀夫「日本における『軍産官複合体』形成の挫折」(大嶽秀夫編『日本政治の争点』、三一書房、一九八四年)四一頁。
- (50) 大嶽秀夫「鳩山・岸時代における『小さい政府論』——一九五〇年代後期における減税政策——」(日本政治学会編『戦後国家の形成と経済発展——占領以後——』、岩波書店、一九九一年)一七八頁。
- (51) 前掲、一七四頁。
- (52) 藤原節夫「四十二万戸はこうしてつくる」(『住宅』、昭和三〇年五月号)五頁。
- (53) 拙稿、前掲、二七〜三〇頁。
- (54) 昭和二九年一月一六日付『日本経済新聞(夕刊)』。
- (55) 大本圭野『証言』日本の住宅政策(日本評論社、一九九一年)三五〇頁。

- (56) 前掲「法王さまのミルク——一万田蔵相からの贈り物——」、八頁。
- (57) 前掲、八頁。
- (58) 昭和三〇年一月二二日衆議院本会議。
- (59) ミルク論と同じく、「四二万戸」をタイトルに含むも論説などがいくつか公表されているのである。まず、雑誌記事としては、「問題の四二万戸——公約はどうなるか——」（『建設時報』、第七巻第六号）三六〇三九頁、「四十二万戸の公約」（『世界』、第一二四号）一八四〇一八九頁、が挙げられる。また、民主党の関係者の手によるものとしては、竹山祐太郎「四十二万戸は楽に建つ」（『経済往来』、第七巻第五号）七二〇七五頁、藤原、前掲が挙げられる。更に、学者によるものとしては、高山英華「四十二万戸の空想部落——一戸建てからアパートへ——」（『文芸春秋』、第三四巻第六号）一一六〇一一九頁、が挙げられる。
- (60) 拙稿、前掲、三〇〇三六頁。
- (61) 昭和三〇年三月一〇日付『日本経済新聞』。
- (62) 基本的に、そうした批判は首肯できるものである。ただ、最後の一点、民間の増改築も含めたことについては、数合わせという批判は当たらないといえよう。というのも、増改築が住宅不足の解消に寄与するということは旧建設省でも認識されていたのであり、事実、審議会の原案の時点でもそれらは建設戸数に含まれているのである。
- (63) 拙稿、前掲、四二頁。
- (64) 竹山祐太郎『自立』（竹山祐太郎自伝刊行会、一九七六年）一二八〇一二九頁。
- (65) 堀越禎三編『経済団体連合会十年史 下』（経済団体連合会、一九六三年）七二三頁。
- (66) 最終的には、竹山の依頼を受けた一万田が、保険会社に要望することによって、保険会社からの出資が実現したとされる（竹山、前掲、一二九頁）。
- (67) 鳩山内閣の日米防衛分担金削減交渉については、以下の文献を参考にさせて頂いた。佐藤、前掲、一七七〇二〇六。中村起一郎「防衛問題と政党政治——日米防衛分担金交渉（一九五三—一九五五）を中心に——」（日本政治学会編『日本外交におけるアジア主義』、岩波書店、一九九九年）一九五〇二二二頁。樋渡由美『戦後政治と日米関係』（東京大学出版会、一九九〇年）。
- (68) 前掲「法王さまのミルク——一万田蔵相からの贈り物——」、九頁。
- (69) 昭和三〇年三月九日付『毎日新聞』。
- (70) 拙稿、前掲、四〇頁。
- (71) 堀越、前掲、七二三頁。

- (72) 永田良夫「公団の分譲住宅」(『住宅』、一九五六年一月号) 九頁。
- (73) 昭和三〇年三月一〇日付『日本経済新聞』。
- (74) 昭和三〇年三月二四日付『毎日新聞』。
- (75) 日本住宅公団二〇年史刊行委員会編『日本住宅公団史』(日本住宅公団、一九八一年) 三九七頁。
- (76) 最終的には昭和三〇年度においても民間資金は導入されることはなかったのである。また、その後、昭和三二年度から三五年にかけても民間資金が導入されることとなったが、三六年度以降はまた導入されていないのである(日本住宅公団十年史刊行委員会編『日本住宅公団十年史』、日本住宅公団、一九六五年、三三〇頁)。
- (77) 昭和三〇年四月一五日付『朝日新聞』。
- (78) 『戦後国土政策の検証——政策担当者からの証言を中心に——』(上)(総合研究開発機構、一九九六年) 八二―八三頁。
- (79) 日本住宅公団二〇年史刊行委員会、前掲、六頁。
- (80) 竹山、前掲、一五五頁。
- (81) 高橋寿男「国民をあざむくな——四十二万戸建設のカラクリ——」(昭和三〇年四月二一日付『朝日新聞』)。
- (82) 大本、前掲、三五四頁。
- (83) 伊東五郎「政府の住宅政策に望む——まず低家賃公営住宅の増設を——」(昭和三〇年二月四日付『朝日新聞』)。
- (84) ただし、伊東は、同じ投稿で「伝えられる住宅建設公社案は東京地域などで国直轄の建設を目的とするもののようにあるが、国が資金の面倒を十分見ずに建てさせようとするから思わしく進まない。起債さえ十分認めれば、東京都でも現在の二倍や三倍の建設は大して困難はない」とも述べており、首都圏住宅管理協会に対しても反対であったと考えられる。
- (85) 昭和三〇年四月一九日付『日本経済新聞』。
- (86) 大本、前掲、三五五頁。
- (87) 竹山、前掲、一五四頁。
- (88) 拙稿、前掲、二二―二四頁。
- (89) 浅野英「日本住宅公団の概要について」(『新都市』、第九卷第一号) 六頁。
- (90) 『戦後国土政策の検証——政策担当者からの証言を中心に——』(下)(総合研究開発機構、一九九六年) 二二三頁。